

平成 27 年度ワークライフバランス推進強化月間実施要領

平成 27 年 6 月
内閣官房内閣人事局

1. 趣旨

「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」（平成 26 年 10 月 17 日女性職員活躍・ワークライフバランス推進協議会決定）において、働き方改革の具体化等を集中的に行う期間として、ワークライフバランス推進強化月間（7・8月）を実施するとされていることを踏まえ、ゆう活（夏の生活スタイル変革）、業務の効率化や職場環境の改善等具体的取組の実践、テレワークの推進強化、休暇の一層の取得推進等に取り組むもの。

2. 期間

平成 27 年 7 月 1 日（水）から 8 月 31 日（月）

3. 主催

各府省等

4. 主唱

内閣官房内閣人事局

5. 各府省等の実施事項

- (1) 大臣、事務次官等からのメッセージの発信等
- (2) ゆう活（夏の生活スタイル変革（朝型勤務と早期退庁の勧奨））と超過勤務縮減の徹底
- (3) 業務の効率化や職場環境の改善等働き方改革の具体化に向けた取組の実践
- (4) テレワークの推進強化
- (5) 休暇（年次休暇・夏季休暇）の一層の取得促進
- (6) ワークライフバランス推進強化月間の周知
- (7) その他各府省等の実情に応じた取組

6. 内閣官房内閣人事局の実施事項

- (1) ワークライフバランス推進強化月間の周知（ポスター及びリーフレットの作成・配布等）
- (2) ワークライフバランス職場表彰の実施
- (3) 各府省等の取組の促進及び実施状況の取りまとめ
- (4) その他